

司法試験第二次試験の試験科目の範囲を定める規則(昭和36年司法試験管理委員会規則第2号)

司法試験第二次試験の試験科目中次の各号に掲げるものについては、当該各号に定める部分を除いた部分を当該試験科目の範囲とする。

- 一 商 法 商法（明治三十二年法律第四十八号）第三編第十章保険及び第四編海商に関する部分
- 二 民事訴訟法 民事訴訟法（平成八年法律第九号）第八編執行停止に関する部分